



STOP! 子どもも虐待



大切な未来を
みんなで守る

子ども虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、将来にまで重大な影響を及ぼす深刻な問題です。テレビや新聞のニュースでも痛ましい虐待事件が相次いで報道され、今もどこかで子どもたちの心や身体が傷ついています。毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。あなたの身近に「たすけてサイン」があれば見逃さず、みんなで子どもたちの未来を守りましょう。

子ども虐待って？

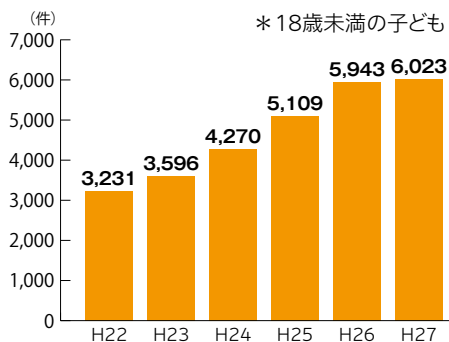
平成27年度に県内の市町や子ども家庭相談センターで対応した虐待件数は6023件と過去最多でした。

子ども虐待には、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト(育児放棄)・心理的虐待があり、平成27年度は前年度と比較して、身体的虐待・心理的虐待の割合が増加しました。虐待はしつこくとは異なり、たとえ保護者がしつこくと思っても、「子どもの身体や心を傷つける行為や発言をすること」や「子どもの成長に必要なものを与えないこと」は虐待となります。

また、保護者が子育ての悩みを独りで抱えこむうちに些細なきっかけで子どもを傷つけてしまい、それがエスカレートして深刻な虐待事件につながる場合もあります。虐待は、どの家庭でも起こりうる身近な問題として考える必要があります。

虐待相談件数の推移

(県子ども家庭相談センターおよび市町)



「たすけてサイン」を見つけたら相談・通告を

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、児童相談所や市町、福祉事務所へ相談・通告することとされています。あなたの周りに、左記のような子どもや保護者はいませんか。もしかすると子どもや保護者が発する、虐待の「たすけてサイン」かもしれませぬ。



たすけてサイン

◆子どもの様子

- 不自然なあざや傷がある
- いつも不潔にしている
- 表情が乏しく笑顔が少ない
- ほかに子どもに対して乱暴である
- 家に帰らたがらない など

◆保護者の様子

- 望まぬ妊娠や出産
- 育児に対する不安やストレスが大きい
- 親族、地域社会との交流がない など

◆生活環境

- 著しく不衛生な生活環境
- 経済的困難 など

もしや虐待では…? と思ったら

相談・通告はこちらへ!

- 虐待ホットライン(24時間対応) **077-562-8996**
- 中央子ども家庭相談センター **077-562-1121**
- 彦根子ども家庭相談センター **0749-24-3741**
- 大津・高島子ども家庭相談センター **077-548-7768**
- 児童相談所全国共通ダイヤル **189** (24時間対応)

各市町の児童相談窓口でも相談をお受けしています。



「たすけてサイン」が多いほど虐待の可能性は高まりますが、一方で周囲のサポートにより虐待は防ぐことができます。支援を必要としている家庭に、早い段階で適切な支援を行うためにも「たすけてサイン」を見つけたらすぐに相談・通告をお願いします。

通告いただいても、通告者が誰であるかを知らせることは決してありませんし、匿名で通告いただいても結構です。

相談・通告いただくことで、児童虐待の早期発見・早期対応、保護・ケアが可能となり、子どもの命を守ることができます。県民の皆さんのご協力をお願いします。

滋賀県中央子ども家庭相談センター

西村 晃平 所長





みんなで築こう 人権の世紀



～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心～

12月4日～12月10日は人権週間

国際連合は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、また、我が国では、12月10日までの1週間を「人権週間」とし、集中的な啓発活動を行っています。

期間中は、特設人権相談所も開設されます。人権相談を希望される方は、お近くの法務局、人権擁護委員、市町役場(所)人権担当課までお問合せください。

全国共通人権相談ダイヤル ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

TEL.0570-003-110

※電話をおかけになった場所の最寄りの法務局につながります。

■最寄りの相談窓口については、
滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会 ホームページ
http://www.moj.go.jp/jinkennet/shiga/mado/shiga_mado_zennhan.html



問 県庁人権施策推進課 HP <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/jinken/>

2016年人権週間協賛

人権尊重と部落解放をめざす 県民のつどい

参加
無料

日時 12/4(日) 10:15～15:00

場所 滋賀県立文化産業交流会館
(米原市下多良二丁目137)

10:15～ オープニング 長岡保育園児による和太鼓演奏

10:55～ 意見発表「かくしごと」
岡田紗香さん(立命館守山中学校3年)

11:05～ 「障害者差別解消法のこれから一意義と課題」

山崎公士さん(神奈川大学法学部教授)

12:15～ 人権ラブソングコンサート

13:00～ 地域からの発信

13:30～ 記念講演/宇梶剛士さん(俳優)
「転んだら、どう起きる？」

終日 [ロビー] 人権啓発パネル展示、物産展

問 (公財)滋賀県人権センター

TEL 077-522-8243 FAX 077-522-8289



宇梶 剛士さん

- ◆いろいろな里親を求めています
- 短期間(数日)～数週間程度で養育する里親
- 子どもが学校を転校しなくてもいいように、同じ校区の子どもを養育する里親
- 中学生・高校生を養育する里親
- 乳幼児期から長期(年単位)で養育する里親
- 養子縁組を希望する里親 など

虐待などにより、家庭で養育を受けることが困難になった子どもたちがいます。滋賀県では、このような子どもたちを温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとで、育ててくださる里親の募集を行っています。

◆里親になりませんか?◆

多くのご家庭が里親家庭として登録していただくことで、子どもたちに安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供することができます。まずはお近くの子ども家庭相談センターへお問合せください。



<イメージ>

無戸籍ホットライン

ホットライン
TEL.080-3836-7830
FAX.077-561-3835

相談時間：毎週金曜日 午前10時～午後3時(祝日・年末年始を除く)

無戸籍で悩んでおられる方、子どもの出生届が出せていない方へひとりで悩まずお電話ください。

※個人の秘密は固く守られますのでご安心ください。
公益社団法人滋賀県社会福祉士会

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間です

犯罪被害に遭われた方やその家族の方へ

犯罪被害者やその家族、遺族が置かれている状況を理解するとともに、被害に遭われた方が一日も早く平穏に過ごせるよう、私たち一人ひとりの配慮が大切です!!

滋賀県犯罪被害者総合窓口 (県公安委員会指定 認定NPO法人 おうみ犯罪被害者支援センター)

TEL・FAX.077-525-8103

相談時間：月～金 午前10時から午後4時(土・日・祝・年末年始を除く)

※個人の秘密は固く守られますのでご安心ください。

ひとりで悩まずに困っていること、不安なこと、なんでも安心してご相談ください。

12月10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮による日本人拉致は決して許されない国家的犯罪行為です。未だ北朝鮮に残されているすべての拉致被害者の方を速やかに日本に連れ戻さなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが関心と認識を深める必要があります。

問 県庁健康福祉政策課 TEL 077-528-3514 FAX 077-528-4850

お問合せ 県庁子ども・青少年局

TEL 077-528-3551

FAX 077-528-4854

e em00@pref.shiga.lg.jp

お問合せ 県庁人権施策推進課

TEL 077-528-3533

FAX 077-528-4852

e cf00@pref.shiga.lg.jp